

平成26年11月27日から  
平成26年11月27日まで

標 茶 町 議 会  
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

### 第1号(11月27日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第9号 専決処分した事件の承認について	5
議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	8
議案第53号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	12
議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び 勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第55号 平成26年度標茶町一般会計補正予算	15
議案第56号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	15
議案第57号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	15
議案第58号 平成26年度標茶町病院事業会計補正予算	15
議案第59号 平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算	15
閉議の宣告	28
閉会の宣告	28

# 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成26年11月27日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第53号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第55号 平成26年度標茶町一般会計補正予算  
議案第56号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第57号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第58号 平成26年度標茶町病院事業会計補正予算  
議案第59号 平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算

### ○出席議員（13名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君  | 2番 長尾 式宮 君   |
| 3番 菊地 誠道 君  | 4番 本多 耕平 君   |
| 5番 林 博 君    | 6番 黒沼 俊幸 君   |
| 7番 後藤 勲 君   | 8番 舘田 賢治 君   |
| 9番 鈴木 裕美 君  | 10番 田中 敏文 君  |
| 11番 熊谷 善行 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 |              |

### ○欠席議員（1名）

- 12番 深見 迪 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君  |

平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
住民課長	佐藤吉彦君
水道課課長補佐	細川充洋君
町立病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
庶務係	和田千春君

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第4回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

### ◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
10番・田中君、 11番・熊谷君、 13番・川村君  
を指名いたします。

### ◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、過般、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、所要の処置を講ずるための「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正」又、これに準じまして「へき地保育所職員の給与に関

する条例の一部改正」及び「特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正」を行うことと、それに伴う予算措置並びに、この度、源泉所得税徴収事務点検において判明した徴収漏れに伴う予算措置について議決をいただきたく、また、先の衆議院解散による専決処分いたしました一般会計補正予算についてご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたく存じます。

なお、2点について補足いたします。

1点目は源泉所得税の徴収漏れについてであります。

去る、8月25日付で釧路税務署から平成22年1月から現在までの期間において、所得税等の源泉徴収に関する事務手続きについて自主点検の行政指導がありました。

点検の結果、所得税法に定める源泉所得税の徴収漏れが判明しましたので、ご報告いたします。

まずもって、このたび源泉所得税徴収の事務処理につきまして、多大なご迷惑をお掛けしました個人事業主の方々、そして町民の皆さまに心から陳謝申し上げるところであります。

今回、税務署からの自主点検指導は、多くの自治体で源泉所得税徴収事務に関する認識不足や解釈の誤りなどから、徴収すべき報酬・料金等、特に測量士、建築士および土地家屋調査士等に対して支払う際、源泉徴収漏れとなっている事例が把握されていることから行われたものであります。

本町も不動産鑑定士や司法書士など個人事業主4人の方々への業務委託料を支払う際、源泉所得税437万3,585円の徴収漏れが判明したものです。

要因としては、建築士、司法書士などの特定する個人事業主へ支払った委託料から所得税等を徴収すべきところを不要として取扱ったものであり、源泉徴収義務の認識不足や法解釈の誤りであったものです。

徴収漏れの個人事業主の方々には、すでにお詫びを申し上げ、経過および内容をご説明し、ご理解をいただいております。

現在、改めて個人事業主の方々から源泉徴収すべき所得税等相当額を町に納付いただく手続きを進めておりますが、個人事業主の方々の負担軽減を図るため、徴収すべき所得税については、一時、町が立て替えて国へ一括納付し、のちに各個人事業主の方々が申告の更生等により町へ納付いただくことと進めております。

今後、再発防止のため全職員に源泉徴収制度の周知徹底を図り、研修会等を実施し、適正な事務処理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改めて、深く陳謝いたします。

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

2点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る11月16日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果を含めご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町にゆかりのある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が17回目の総会となり、当日は、会員63名、町並びに町議会をはじめとする関係機関からの12名の参加により、相互交流を図りながら盛大に開催されました。

また、会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、にぎわいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう関わりあって行けば良いのか、会員の皆さんと話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、農業協同組合、商工会、観光協会様から抽選会のお土産をご提供いただきましたことに、感謝申し上げます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告に対しまして簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

### ◎報告第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。報告第9号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第9号について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成26年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分でございます。

内容につきましては、11月21日に衆議院が解散されたことに伴う衆議院議員選挙に要する経費の補正でございまして、補正額は1,162万7,000円の増額であります。本件は11月21日をもって専決処分をさせていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案1ページをお開き下さい。

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

報告第9号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

次ページです。

専決処分書（写）

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第3号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

補正予算書1ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成26年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,391万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入・歳出予算の補正、歳出を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 参考までに選挙ということでお聞きしておきたいと思いますので、報酬の部分で立会人報酬ということは何名分を大体予定しているのか。それと職員手当で時間外勤務手当を職員の方々、何名ほど時間外勤務をされるのか。それと管理職の特別勤務手当についても何名ほど、まあ予定ではあろうかと思いますがお聞きしておきたいと思います。

また、選挙に係わる部分で器具の購入費ということで70万円ほど上がっているのですが、選挙に対してどのような器具が毎回使われていくのか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。



○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

立会人につきましては、投票立会人それから開票立会人を予定してございます。それと報酬については選挙管理委員会の委員報酬、投開票管理者の報酬等を含めての金額となっております。人数的には立会人につきましては、19カ所の2人ということでありまして、開票立会人については、それぞれ10人ということに予定してございます。投開票管理者の報酬につきましては、期日前管理者の部分、16日間。それから投票管理者・職務代理者等につきましては26人と予定してございます。選挙管理委員会の報酬は委員のそれぞれの回数によっての報酬の金額になってございます。

それから職員の勤務時間外につきましては、それぞれ平日・休日等がございまして、期日前につきましては先ほど申し上げた日数16日に、実際は期日前は8時半から期日前投票ができますので、午後8時までと。8時半から8時までということになってございまして、その勤務時間外の部分を支出するということになります。それから休日については同じくそれぞれ今の時間の時間外という形になります。これに伴っての書記のそれぞれ時間外、それから投開票についての時間外。選挙当日についてもそれぞれ職員については時間外の算定で支出してございまして、その算定で行っているところでございまして、それから管理職の特別勤務手当につきましては、今、申し上げた一般職の部分では時間外対象部分ですけれども、特別職は時間外ができませんので今の規定で言う特別勤務手当、1日について1万2,000円。これは通常2種の管理職であります。3種につきましては8,000円ということでの算定になってございます。

それから器具についてですが、今現在、票の読取機が2台ございましてけれどもかなり古い状態で、故障すると部品がないということがございまして、これを入れ替えるということで今予定してございます。予算がとおり次第、間に合うように発注したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） ただいま立会人の話、報酬等もでましたけれども、投票所についてちょっとお聞きしたいと思います。

昨今、地方では人口減少に伴っていろんな投票所も、過去の農業委員の選挙のときもかなり少なくなってといますか、そういったこともあるので、そういったことの影響というのは検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 議員ご指摘のとおり、私、選挙管理委員会の事務局も担当してございまして、この間それぞれ投票所を今現在19カ所設けてございます。

農業委員会については、実際には農業者でするので少ない投票所になってはいますが、

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

立会人の方々がこれまで高齢化によってなかなか、されるのが非常に難しくなっている地域もございます。ことしの農業委員会においては実際には虹別の酪農センターに集中した投票所ということで、地域のご理解をいただいて投票所の設定をしたところであります。

他の地区でも非常に有権者数が少なくなって実際には非常に厳しい、立会人等の選任をする上では地域と相談しているのですが、ただ投票環境で厳しいとは言いながらも徒歩ではいけない方も実際にはおりますので、そういった部分では地域と相談をしながら今進めている最中でございます。投票権がありますから強制的にはこちらもできませんので、一定程度の地域の実情を踏まえながら、それぞれ協議をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は、承認されました。

### ◎議案第52号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第52号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第52号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年8月7日人事院勧告がだされ10月7日に閣議決定したこと

から人事院勧告に従い一般職の職員の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容につきましては、今年度の適用に係る月例給と勤勉手当の増額を行うものです。

なお、人事院勧告でだされた来年度からの給与制度の総合的見直しについては、現在、職員組合と継続協議中でありますので整い次第ご提案することといたしますので、ご理解いただきたいと思います。

それでははじめに月例給の引き上げについてであります。国家公務員給与が民間を下回る官民給与格差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおいて実施した内容に準拠し、平均0.3%の改定を実施するものです。主に民間との間に差があることを踏まえた改定内容であり、1級の初任給を2,000円引き上げ若年層も同程度の引き上げを行い、また3級以上の級の高位号俸、いわゆる50歳代後半層の職員についてはその在籍実績を踏まえ据置となっております。

次に期末・勤勉手当についてであります。月例給と同じく民間の特別給と支給割合との均衡をはかるため、年間支給月数を0.15カ月分引き上げて4.1カ月分とし、民間支給状況等を踏まえて、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分するものであります。内訳として本年度の勤勉手当は6月支給済みのため、12月期に0.15カ月分を引き上げて年間の勤勉手当1.5カ月とするものです。来年度以降の勤勉手当につきましては、6月、12月それぞれ0.75カ月とするものであります。

なお、実施適用につきましては給料については本年4月1日から、勤勉手当は本年12月期の支給としてございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第52号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正については、皆さまがたにお配りしています議案説明資料、こちらのほうに新旧対照表をつけてございますので参照いただきたいと思います。ページ数でいきますと1ページから19ページまでの資料の部分でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは改正の本文のほうにいきたいと思います。

第17条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

この改正につきましては勤勉手当の年間改正率、一般職員に0.15カ月分、それから再任用職員については0.05カ月分を12月支給率に加えた改正でございます。

次に、附則第10項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。この改正につきましては現在、特定職員いわゆる満55歳を超える6級の職員、この職員については1.5%の減額処置をしてございます。今回、改正によって、この勤勉手当において減額する算定率の改正でございまして、それから、6級の職員で最低号俸に達していない者の、改定率の算定率の改正内容となっております。

次のページへまいります。

次に給料表の改定であります。

別表第1を次のように改める。別表第1、行政職給料表。1級から6級の号俸、給料月額についてはそれぞれ5ページから7ページまでの記載となっております。こちらが行政職給料表の改定でございまして、なお、改定の読み上げについては省略をさせていただきます、各級別の改定率等について申し上げたいと思います。

1級の改定は号俸の高いほど増額率が低くなってございます。平均で0.82%の増額であります。以下、2級については平均で0.46%の増額、3級については平均0.34%、4級については平均0.24%、5級については平均0.23%、6級については平均0.21%の増額となっております。なお3級から6級までの高位号俸、下のほうの号俸ですけれども、高位号俸並びに再任用の職員については、改定はしてございません。

それでは次に8ページへまいります。

8ページ、医療職の給料であります。別表2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(2)は10ページまでの給料表となっております。改定率については行政職の改定率と同様の趣旨おりますので、その改定率についてご説明したいと思います。1級平均で0.88%、2級については0.58%、3級については0.39%、4級については0.34%、5級については0.24%の改定となっております。なお再任用職員については改定なしでございまして。

11ページへまいります。

次にハ 医療職給料表(3)であります。こちらは11ページから14ページの表となっております。改定率については行政職の改定率と同様の趣旨でございますので、それぞれ各級ごとの平均の%を申し上げたいと思います。1級については平均0.53%、2級については0.44%、3級については0.32%、4級については0.28%、5級については0.27%の改定となっております。こちらの再任用のつきましても、改定なしでございまして。

15ページへまいります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。こちらは第1条で勤勉手当の年間改定率を12月分で改定してございまして、ここでは来年度以降の6月、12月の勤勉手当の率を改正するものであり

ます。また、2号の改正については再任用職員の勤勉手当の改定率となっております。

次の改正です。

附則第10項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。この改正につきましては、前段で来年度以降の勤勉手当の率を改正したため、先ほど申し上げた55歳以上の特定職員、6級職員で1.5%減額措置をしているものでありますから、ここの算定率の改正でございます。

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は、原案可決されました。

◎議案第53号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第53号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年8月7日に人事院勧告がだされ10月7日に閣議決定されたことに伴い、一般職の給与改定に準じましてへき地保育所職員の給与についても、所要の改定をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案16ページ、議案説明資料20ページをお開き下さい。

議案第53号、へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページをお開き下さい。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正するものであります。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸につきましては、第1号俸から第179号俸までの改定を行っておりまして、平均で0.46%の引き上げとなっております。それぞれの号俸の説明につきましては省略させていただきたいと思います。

19ページをお開き下さい。

附則としまして、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払とみなすものであります。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は、原案可決されました。

◎議案第54号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第54号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第54号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、8月7日に人事院勧告がだされたことに伴い、一般職の職員の給与と勧告に準じて特別職の給与月額及び期末手当の改定を行うものであり、教育長についても特別職に準じて改定するものであります。

改定内容については、現行給料月額を0.3%増額、期末手当については6月、0.07カ月増額の1.475カ月に、12月、0.075カ月増額の1.725カ月に改定し年間、0.15カ月増額の3.2カ月とするものであります。なお、3役の給料は平成30年10月までの給料減額特例措置により、町長職は本則より33,100円低い809,900円、副町長職は27,900円低い672,100円、教育長職は24,800円低い607,200円の月額となります。また期末手当においては一般職の職員の年間の割合より、0.9カ月分低い独自削減分については継続といたしますのでご理解を願います。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案をお開き下さい。21ページでございます。

議案第54号、特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページへまいります。

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の180」に改める。

附則に次の1項を加える。

10 平成26年12月1日から平成30年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条及び附則第9項の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「809,900」と、「700,000」とあるのは「672,100」とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の180」を「100分の172.5」に改める。

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成26年12月1日から平成30年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条及び附則第7項の規定にかかわらず、「632,000」とあるのは「607,200」とする。

附則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は、原案可決されました。

◎議案第55号ないし議案第59号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第59号を一括議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第55号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算第4号でございまして、国の人事院勧告に準じた給与改定及び所得税法による源泉所得税の徴収漏れに対応するため、歳入・歳出それぞれ1,221万3,000円を追加し、総額を107億4,612万4,000円にしたいというものでございます。これに対応する財源につきましては、地方交付税の増額及び源泉所得税相当納付金を充当し、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第4号)

平成26年度標茶町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,612万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 水道課課長補佐・細川君。

○水道課課長補佐(細川充洋君)(登壇) 議案第56号、平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費の補正でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

1 ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,184万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明をいたします。

8 ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に2ページをお開き下さい。2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続きまして、議案第59号、平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は人事院勧告に伴う給与費の補正を行うものでございます。以下、内容についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、16万5,000円を追加し、1億265万1,000円とする。第2項営業外収益、16万5,000円を追加し、2,604万8,000円とする。

支出、第1款水道事業費用、16万5,000円を追加し、1億84万3,000円とする。第1項営業費用、16万5,000円を追加し、8,641万9,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,040万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180万8,000円及び課年度分損益勘定留保資金3,860万円」を「4,040万

8,000円は減債積立金547万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180万8,000円及び過年度損益勘定留保資金3,313万円」に改める。これは平成25年度の決算に伴い、損益勘定で利益が生じ、標茶町上水道事業の設置等に関する条例第6条第1項により減債積立金として処分し使用した結果、会計制度上の整理として未処分利益剰余金として計上しております。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費、28万円を追加し、2,253万5,000円とする。

(他会計からの負担金)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1 一般会計、人件費、16万5,000円を追加し、1,604万5,000円とする。

次に、補正予算説明書の説明をいたします。

9ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)です。

平成25年度の決算が終了したことから、決算額を基に変更となった項目のみを説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(8)未収金が51万3,000円減少し、8万2,000円に。(9)未払金、107万3,000円減少し、24万8,000円に。合計では158万6,000円減少し、3,725万1,000円となります。2 投資活動によるキャッシュ・フローについては変更はなく、マイナス2,259万2,000円。従いまして、4の資金増加額は158万6,000円減の、マイナス134万9,000円となります。5 資金期首残高は、583万9,000円増の2億3,195万1,000円。6 資金期末残高は、425万3,000円増の2億3,060万2,000円となります。

次に、5ページをお開き下さい。

給与費明細でございます。

1 総括、補正前との比較でご説明をいたします。補正は損益勘定支弁職員費の部分で、給与費の給料、3万5,000円の追加。手当、17万6,000円の追加。給与計では21万1,000円の追加です。法定福利費、6万9,000円の追加で、合計28万円の追加です。

手当の内訳につきましては記載のとおりです。

2 給料及び手当の増減額の明細については、説明を省略させていただきます。

7ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

平成25年度決算額をもとに、変更となった項目のみの説明とさせていただきます。

資産の部、1 固定資産は変更なく、合計で7億532万円。2 流動資産、(1)現金貯

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

金、425万3,000円増の2億3,060万2,000円。(2)未収金、36万円増の675万円。流動資産合計では、461万3,000円増の2億3,722万6,000円となり、資産合計は461万3,000円増の9億4,254万6,000円となります。

8ページをお開き下さい。

負債の部、3の固定負債は変更なく、合計で4億3,084万7,000円。4 流動負債、(4)未払金、1万2,000円増の209万1,000円。(5)前受金、86万9,000円減の63万1,000円。よって、流動負債合計は85万7,000円減の2,974万1,000円。5 繰延収益は変更がなく、1億6,592万3,000円。負債合計は85万7,000円減の6億2,651万1,000円となります。

資本の部、6 資本金は変更がなく、2億8,284万4,000円。7 剰余金、(1)利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金54万7,000円増の、2,119万1,000円。よって剰余金合計547万増の3,319万1,000円となります。従って、資本合計547万円増の3億1,603万5,000円。負債資本合計は461万3,000円増の、9億4,254万6,000円となります。

3ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第57号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)で保険事業勘定歳出では、人事院勧告に伴う制度改正により人件費の増額対応として、59万8,000円の追加。また、サービス勘定歳出では、人事院勧告に伴う制度改正や職員の人事異動による増額、育児休暇の取得による人件費の減額を行い、24万5,000円の追加を行ったところであります。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,732万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,536万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

10ページをお開き下さい。

(以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻り下さい。

2ページから5ページまでの「第1表 保険勘定歳入歳出予算補正」「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第58号、平成26年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は人事院勧告に伴う給与費の補正を行うものでございます。支出は期末・勤勉手当と法廷福利費の追加をし、収入は一般会計からの繰入金の追加を行うものです。また、先般、平成25年度決算が終了したことから、決算に伴ってキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正もあわせて行うものであります。

以下、内容について1ページからご説明を申し上げます。

平成26年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款 病院事業収益は135万4,000円を追加し、12億331万2,000円に。第2項 医業外収益は135万4,000円を追加し、5億8,431万5,000円に。

支出、第1款 病院事業費用は135万4,000円を追加し、12億331万2,000円に。第1項 医業費用は135万4,000円を追加し、11億2,400万7,000円とする。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金9,976万5,000円」を「減債積立金49万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,926万9,000円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費、135万4,000円を追加し、7億5,981万4,000円とする。次のページへま

います。

(他会計からの繰入金)

第5条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助は135万4,000円追加し、5億2,927万9,000円に、合計も135万4,000円追加し、5億6,834万4,000円とするものであります。

次に補正予算説明書のご説明をします。

12ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に5ページをお開き下さい。

給与費明細書でございます。

補正前と補正後との比較で申し上げます。職員数は特別職、一般職とも増減ございません。給与費は手当が106万8,000円の追加で、計も106万8,000円の追加。法定福利費は28万6,000円の追加で、合計では135万4,000円の追加でございます。手当の内訳については記載のとおりでございます。

次に、6ページから9ページまでにつきましては説明を省略させていただきます。

4ページへお戻りください。

平成26年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後でございます。平成25年度の決算額に基づいて補正を行うもので、変更となった項目のみのご説明とさせていただきます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローでは(8)未収金の減少額が、1,892万7,000円増加し、1,892万7,000円に。(9)未払金の増加額が6,392万1,000円減少し、マイナス6,884万6,000円に。(12)小計が4,499万4,000円減少し、8,919万となります。業務活動によるキャッシュ・フローの合計では4,499万4,000円減少し、5,260万6,000円となります。

4. 資金増加額が4,499万4,000円減少し、マイナス4,678万9,000円となり、5の資金期首残高が4,732万3,000円増加し、1億6,429万2,000円に、6の資金期末残高が232万9,000円増加し、1億1,750万3,000円となります。

次に、10ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町病院事業予定貸借対象表の補正後でございます。平成25年度の決算額に基づいて補正を行うもので、変更となった項目のみのご説明とさせていただきます。

資産の部、1. 固定資産では(1)有形固定資産のニ、器械・備品が1,000円減の4億7,443万7,000円に、器械・備品減価償却累計額も1,000円減の4億1,433万7,000円となり、有形固定資産合計では変更ございません。

2. 流動資産の(1)現金・預金が232万9,000円増の1億1,750万3,000円に、流動資産合計が232万9,000円増の1億7,550万3,000円となり、資産合計は232万9,000円増の23億

7,381万9,000円となります。

次のページをお開き下さい。

負債の部、3. 固定負債の(1) 企業債が1,000円増の10億3,976万8,000円となり、固定負債合計も1,000円増の10億4,440万8,000円となります。4. 流動負債の(5) 預り金が183万3,000円増の683万3,000円となり、流動負債合計も183万3,000円増の1億6,735万5,000円となります。負債合計は183万4,000円増の13億8,921万9,000円となります。

資本の部、6. 資本金が1,000円減の9億71万2,000円となります。7. 剰余金の(2) 利益剰余金の口、当年度未処分利益剰余金が49万6,000円増の8,058万1,000円に、利益剰余金合計も49万6,000円増の8,058万1,000円となり、剰余金合計も49万6,000円増の8,388万8,000円となります。資本合計は49万5,000円増の9億8,460万円となり、負債資本合計は232万9,000円増の23億7,381万9,000円となります。

次に、3ページをお開き下さい。

平成26年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画書でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、11月19日開催の第6回町立病院運営委員会で原案可決されておりますことをご報告いたします。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第55号、一般会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番(本多耕平君) 総務費の先ほどの源泉所得税の関係でございますけれども、当事者に代わって一時立替払いというお話を聞きました。その一時立替払いの日数、どのくらいの年月になるのか、当事者との立替払いの件をお聞きしたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えをいたします。先ほど、町長のほうからの行政報告でも申し上げましたが、それぞれ個人事業主の方4名ございまして、内容説明をしてご理解をいただいたところでございます。

それで、これから手続きを進めていくのですが、実際にはそれぞれの申告の更生等を行うこととなります。実際には更生をして税務署からそれぞれ還付、戻しになりますので、その期間ということでご理解いただきたいと思います。

税務署の手続き等、協議した段階では2カ月程度ということでのお話でしたので、今現在から言いますと大体1月末ぐらいまでにはどうかということ、私どもは理解し

てございます。ただ、少額の部分についての事業主さんについては、返還するようなお話もされていますので、それぞれ事業主さんとお話で最高大体2カ月くらいというふうには、私どもはみておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今の本多議員の関係の質問にあたりますが、全員協議会の中でご説明いただきましたので、一定程度理解はいたしました。が議事録にきちんと残したほうが私はいいのではないかという思いがありまして、4名ということで、契約も二十何件でしたね。どのような経緯なのかもう一度伺っておきたいというふうに思うわけです。それが一つ。

それからですね、全員協議会のときに私も説明いただきましたので、正直を申し上げて意見をきつく申し上げたところではありますが、所得税法のこの204条をじっくり読ませていただきましたら、委託料というふうには明記されていなかったわけですね。

私はこの204条の源泉徴収義務のところ、その報酬もしくは料金、契約金とうたっていますから後で考えたら、これが委託料というのにはいるのかなというふうに思っていました。が、いずれにしても税務署さんがこういうことだよというふうに言われて、自主調査をしたということですから、これはうち独自の問題ではなかったし、昨日の新聞では鶴居村さんも行政報告の中で村長が陳謝をしたというふうにも載っておりましたし、全国各地でこの問題が発生したというふうに言われておまして、私も十分理解をいたしました。

それで私の言いたいことはですね、先ほど行政報告で町長が陳謝をしてくださったので、それはそれとして職員さんも全員協議会の中では懲罰委員会というのですか、それにかかって、処分を検討するということですがこれはうち独自の問題ではないと、全国的な問題だということを考えれば、担当した職員さんそれぞれが大変な思いをするなどというふうに感じました。そういう意味では処分の該当に当たらないのではないかとというふうに思いますので、その辺を十分な配慮をいただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。はじめに今回の源泉所得税の自主点検で調査漏れがあった件数でございますが、4事業主で223件となっております。それで議員おっしゃるとおり所得税法の204条の捉え方ですけれども、率直に言って実際に職員の勘違いと言いますか、法案の解釈の間違いということが否めません。これはひとえに職員の実際には勉強不足ということでございますので、この辺は真摯に反省をする中で職員の中で学習を含めての周知徹底を図っていくという今後の対応でございます。明日、全職員を対象にこの所得税法の源泉徴収についての学習会をする予定となっております。

それにあたって今回の事例についての職員の処分の対象と言いますか、こういったあ



## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

らゆる事務処理等の不手際については、顛末書がそれぞれあがってきてございますので、この内容については懲戒審査委員会が職員についてはありますので、その中で内容について審査するというご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） ちょっと付け加えたいのですが、今の鈴木議員の質問なのですが、そしてまた総務課長の答弁、それはそれで理解します。もしもですよ、懲戒委員会が開かれて、そういうものの中で処分がないのだったらいいのですが、処分があった場合、その処分を議会のほうに。今回の分は議会も全体が気にしている件なのです。それで今回は鈴木議員が言ったように、あちこちで発生している問題ですからそういうことの中で、職員については研修はしっかりやってもらうけれども、まあ今後については頑張ってもらいたいということでもありますから、もしも、そういう懲戒のことがあって処分になるものができるようなことがあるのであれば、議会のほうにその報告がこういう処分をしたよと、なかったよという程度の情報でいいですから、教えていただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。先ほど来、鈴木議員それから舘田議員からそれぞれご意見ございましたけれども、それは対応いたします。さまざまな情報の提供につきましては、これまでも行っているところでありますので配慮をしてみたいというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） まあ皆さんとほとんど同じなので重複しないように質問したいと思いますが、確認の意味で質問したいと思います。それで今回のことは平成22年1月から26年の10月31日までの分ということでありまして、全員協議会でも説明を受けました。しかしながらですね、これは事務担当の方々が法人と誤認識して、支払う料金の中から源泉徴収をしなかったということでありまして、単に5年間ですから、その以前はどうなんだと言ったら時効だという話であります。それでこれまで税務署がですね税金の徴収に関していろいろ指導なり、そういうものが過去10年、20年前からあると思うのです。それで今回全国的と言いますけれども、北海道やら資料の中には網走市というものが載ってまして、ほとんどが担当の職員が誤認識だとかそういう形で載っています。

そこで私は本当に町職員だけの問題ではなくてね、これは税務署さんの指導というかですね徴収のあり方にも問題があるのではないかなと。なぜかと言うと日本はご存じのとおり民主主義の国で、税金で国家予算を作ってまかなっているわけでありまして、その辺から考えるとまあ税務署の怠慢というのですかね、その辺もある程度考慮を。だから私

から言わせていただくと、フィフティーフィフティーなのかなと。ただ説明の中では今後の再発防止ということで改めて源泉徴収制度について全課に徹底していきたいということであり、研修等も実施していきたいということでもありますから、当然これは税務署関係の方々も参加いただいてやっていくものだと思います。そういうことで年に何回やるのか分かりませんが。

ただ、もう一点です。資料の中では11業種あるのです。建築士だとか家屋調査士だとか、その他にあるのかなのか分かりませんが、本町にはその対象業者、それから対象人数はどのくらいいるのか、まあ把握している数でいいですから、その辺は教えておいていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。地方公務員、それぞれ国家公務員も同じでありますけれども、法に基づいて適正に処理をして適正な形の、税務で言えば課税をして納めるという形になっています。地方税法あるいは所得税法すべて法に基づいて事務処理を行うということが大前提でありますので、その分についてはきちんとするということがありますので、税務署の部分ではどうだこうだというよりもそれを執行する側としてそれぞれやるということありますので、その辺はご理解いただきたいとします。

それから本町の204条の該当件数といいますか、この分については個人事業主でありまして法人、これはそれぞれ建設登録の場合についてはされておりますけれども、きちんとした明確な個人・法人の区分けをした件数のおさえかたはしていませんので、発注する段階できちんと把握するという形になります。今回は特別に個人事業主ということで細かな部分で調査した段階でわかったところなので、その辺はご理解いただきたいとします。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議案第56号、下水道事業特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議案第57号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、保険事業勘定。

歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、介護サービス事業勘定。

歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございます。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第58号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（平川昌昭君） 8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） ちょっとお聞きをしておきたいのですが。損益計算書のところで、11ページなのですよ。みなし焼却の関係なんですよ。みなし焼却の関係で、今年度だけ発生すると思うのです。今後こういうことがないのではないかと思うんです。今までの収益相当額で入れている部分ありますよね。これ病院の場合、何年度から始まっていますか。それを一つお聞きをしておきたいなと思うのとですね、今回のこの病院の補正、100万円台なのですが、これ企業会計でちょっと私も不勉強で総務のほうにもお聞きしたいのですが、ここにでてある4ページのキャッシュ・フローをみるとですね、平成27年3月31日で現金で1億1,700万円あるということになっている。それで資金の増減では先ほど説明したように4,600万の現金がなくなっているのです。現金が減るんです。このキャッシュ・フローの作成というのは義務化されているから、業務の活動それから投資、財務、これはキャッシュ・フローのお金のことででてくるわけですけども。これをみているとこうやって現金を持ちながら、補正を百三十何万か一般会計から入れてもらって。その補正の必

要があるのかどうかというのが、ここは企業会計だから私聞くのですが、なにか特別に人勸があった場合には必ずいなければならないという理由があるのか。

それからここで4万2,000円補助金をもらっておいて、4万2,000円負担金の圧縮になっていますけど、4万2,000円はどういう理由のお金なのかそれもあわせてお聞きをしておきたいなと思います。

繰延収益の部分もありますけどこれはちょっと時間がかかるから、この次の機会にさせていただきますけれども。その分だけ。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） まず一つ、11ページのほうの、みなし焼却制度の廃止によるところの分についてですが、ちょっと私もうろ覚えといたら申し訳ないですけども、十分勉強がまだ進んでおりませんが、これは今回この49万5,000円、前年度利益剰余金が発生しております部分を含めての、今回の補正となっております。来年度もこのみなし焼却制度の廃止によるところのこの7番、長期前受金という部分については来年度も同じくこのような形で出てくるものと思っております。

それと4ページのほうのキャッシュ・フローの関係でのお話でありましたけれども、まず歳入の一般会計からの繰入金で今回いただく形で提案させていただいておりますが、これまでも人件費の増加が生じた場合については、それぞれ負担金ないしは補助金という形で、繰入をしていただいております。今までの流れの中での対応で今回追加補正をさせていただいたところでございます。

なお、この4万2,000円の負担金のほうの減額の補助金の関係でございますが、こちらは負担金の部分になりますけれども、主に大きく減ったものを申し上げますけれども、この負担金の中にはリハビリテーションに要する経費というのがございます。こちらの作業療法士の給料又はその臨時職員で使っている賃金などが、こちらのリハビリテーションに要する経費ということで負担金の算定対象になっておりますけれども、こちらの職員が4月に採用できているのですけれども、今回4月採用した作業療法士の給与がですね、当初予定をしていた予算より低いというか若い職員であったものですから、給与がその分手当等で減額措置することができるという部分がありましたので、その分の減額などをこちらでさせていただいたことによつての、トータルでは4万2,000円の負担金を減額する形での補正の内容でございます。答弁漏れがあるかもしれませんがまた、ご質問いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ちょっと2点理解できないんですけどね。1点は企業会計でこのキャッシュ・フローをみてもこうやって現金が残る。1億以上のお金が残る状態になっている。そういう形の中での百三十何万円の補正というのは企業会計上、今ここの段階でやらなければならない根拠というのはどうなのかなというのはよく見えないのですよ。何か

根拠がね、病院のほうではなくて町のほうで根拠があるのであれば、今までがこうしているからこうしているのではなくて、こういうことだからやらなきゃならないんだという、その根拠があるならいいのですけど。その根拠があると思って私言っているんですよ。根拠がないのであればないで、これは例えば今回やらなければやらないでいいというふうに私たちはとるのでですよ。

それからもう一つ、焼却のやつは、減債のやつは去年の減債積立を利益にもっていったわけです。これはきょうまでの中で25年の決算時点から26年3月31日までの間にこの減債が発生して、この処理が27年3月までに処理するとこの減債がゼロになって、この減債分が下の8,000万円のほうに入ってくる。それでこの8,000万円の中に入っているのですが、8,000万円は今まで町立病院が抱えていた減価償却費というのをおとしていなかったのですよ。今まで、減価償却費の分がここに発生していたはずなんですよ。ここに何年か分が発生している金額が、ここに書いている8,008万5,000円でないかと思うの。それで今までの減価償却をしていた、相当年数があるのかもわからないんだけど、その内容を概算でもいいから知りたいなど。もっとわかりやすく言えば、ここへ書いてある除却資産なんですよ。ここで減価償却をした分が今までしていなかったの。それが経理がかわって今、するようになった。それを今ここに整理をしている。だから今後こういうことはもう発生はしないと思うんです。今後ね。それでその中身が何年頃から始まっているのが載ったのかなと思ってお聞きしているんです。その2点です。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） まず除却費資産の関係でございますが、これは平成25年度の決算をうけて、今回、26年度のほうへ繰越しをしたような形をさせてもらっています。何年というのはそれぞれの耐用年数が、ものによってそれぞれあると思いますのでそういった部分で詳しくはちょっと答弁できないのですけれども。わかっていなくて答弁できなくて申し訳ないのですが。そういうことで25年度の決算を踏まえて、26年度ということでの繰越しをさせてもらっているという内容でございます。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 先ほど館田議員から今回の人事院勧告に伴って、企業会計のほうの負担もということの中身についてのご質問だというふうに理解してございますけれども。人事院勧告についてはそれぞれ勧告にのっとって増額分を補正するわけなのですが。一般会計と企業会計の関係については、補助金・負担金のそれぞれルール化されている部分でのやり取りということで理解いただければというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 減価償却の関係、この次また別に機会があったらお聞きするかもわかりませんから、ちょっと調べておいて下さい。

## 平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） 承りました。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議案第59号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより、議題5案を一括して採決いたします。

議題5案は、いずれも原案可決すべきものと決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号・議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第59号は原案可決すべきものと決定されました。

### ◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成26年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午後0時06分閉会）

平成26年標茶町議会第4回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 10番 田中敏文

署名議員 11番 熊谷善行

署名議員 13番 川村多美男